

日本家族社会学会事務局よりお知らせ

**東日本大震災被災者の 2011 年度会費の免除
および 2009・2010 年度会費の支払い猶予について**

2011年3月26日に2010年度第2回理事会が開催され、以下の事項が決定されましたので、お知らせします。

1. 東日本大震災被災者の 2011 年度会費の免除について

東日本大震災被災者の 2011 年度会費を免除することが承認されました。免除は自己申告になっていますので、被災された会員は、会費請求書が届いても支払いをせず、2012年3月10日（必着）までに免除をお申し出ください。（直接被災された会員のほか、ご実家が被災された学生会員なども対象となります。）

なお、会費免除申請のための決まった様式はありませんので、下記会員管理担当理事宛にメールあるいは郵送にて「東日本大震災被災に伴う 2011 年度会費免除申請」と明記の上、「お名前、ご所属、現在の連絡先（住所、メールアドレス等）」をお知らせください。

お知り合いで被災された会員の方をご存知の方は、この件についてお伝えいただければ幸いです。

2. 東日本大震災被災者の 2009・2010 年度会費の支払い猶予について

2010 年度までの会費が未納の方で、東日本大震災で被災された会員の 2009 年度、2010 年度会費の納入期限を、2012 年 3 月 31 日まで 1 年間延長することが承認されました。（直接被災された会員のほか、ご実家が被災された学生会員なども対象となります。）

該当する会員の方をご存知の方は、この件についてもお伝えいただければ幸いです。

■会費免除の申請先・問い合わせ先

会員管理担当理事：永井暁子

〒214-8565 神奈川県川崎市多摩区西生田 1-1-1 日本女子大学人間社会学部

TEL：044-952-6854

FAX：044-952-6869（永井宛と明記してください）

E-mail：nagaia*fc.jwu.ac.jp（*は@に変換してください）